

(用紙は、日本産業規格A7、74×105mmとする。)

第 号

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

發行日 年 月 日

有効期限 年 月 日まで

写

真

上記の者は、社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項の規定に基づく検査に従事する法務省の職員であることを証明する。

法務省民事局長



社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)抜粋

(報告及び検査)

第20条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第291条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第20条第1項(第48条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第294条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に
関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ
の法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

二 第291条(第5号を除く。) 2億円以下の罰金刑

一般振替機関の監督に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第1号)抜粋

(立入検査の証明書)

第18条 法第20条第2項の規定により一般振替機関の営業所に対して立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員にあつては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成4年大蔵省令第69号)第1項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあつては別紙様式によるものとする。